

暴力団排除に関する特記仕様書

(契約の解除)

第1条 発注者（以下「甲」という。）は、受注者（以下「乙」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を変更又は解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
 - (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定による契約の変更及び解除により損害を受けたときは、その損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 乙は、前項の規定による契約の変更及び解除により損害を受けたときにおいても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。

(暴力団等からの不当介入に対する措置)

第2条 乙は、この契約の履行に当たり暴力団又は暴力団関係者から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届け、捜査上必要な協力を行うとともに、甲へ報告しなければならない。

- 2 前項の規定に基づいて乙が所轄の警察署への通報、捜査協力及び甲への報告を適切に行った場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、乙は必要に応じて、履行期間の延長等の措置を講じるものとする。